

資料 5

水源林造成事業を巡る諸情勢について

- ・ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針について（抜粋）（平成25年12月24日閣議決定）
- ・ 平成25年度 林野庁関係補正予算の概要
- ・ 平成26年度 林野庁関係予算の概要

独立行政法人改革等に関する基本的な方針について（抜粋）

平成25年12月24日閣議決定

I 独立行政法人改革等の基本的な方針な方向

（略）

II 独立行政法人制度の見直し

1. 法人の裁量、国の関与の度合い等に応じた法人の分類

- ① 中期目標管理により事務・事業を行う法人
国民向けサービス等の業務の質の向上を図ることを目的とし、中期目標管理により高い自主性・自律性を発揮しつつ事務・事業を行う法人（以下「中期目標管理型の法人」という。）
- ② 中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を行う法人
「研究開発成果の最大化」を目的とし、研究開発業務の長期性、専門性等に対応した特有の中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を主要な業務として行う法人（以下「研究開発型の法人」という。）
- ③ 単年度の目標管理により事務・事業を行う法人
国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に関連した事務・事業を确实・正確に執行することを目的とし、役職員に国家公務員の身分を付与した上で、国の単年度予算管理と合わせた単年度の目標管理により事務・事業を行う法人（以下「単年度管理型の法人」という。）

（略）

5. 研究開発型の法人への対応

(1) 研究開発型の法人に共通に講ずるべき措置

（略）

- ・ 研究開発型の法人が、研究開発等に係る方針に基づき、大学又は民間企業が取り組みがたい課題に取り組む法人であることを明示するため、「国立研究開発法人」（仮称）という名称を付し、法人の目的は「研究開発成果の最大化」であることを明示する。

(2) 世界的な研究開発成果の創出を目指す法人に対する措置

（略）

- こうした観点から、科学技術イノベーションの基盤となる世界トップレベルの成果を生み出す創造的業務を担う法人を「特定国立研究開発法人（仮称）」として位置付け、総合科学技術会議・主務大臣の強い関与や業務運営上の特別な措置等を別途定めることとし、具体的な措置は、内閣府・総務省共管の別法によることとする。別法の対象法人については、極力少数に限定することとする。

III 独立行政法人の組織等の見直し

（略）

2. 各独立行政法人等について講ずべき措置

各法人等について講ずべき措置は、別紙のとおりとする。

3. 法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し (略)

⑤ 公共事業執行業務

河川、道路、茶房、港湾、都市開発等の公共的土木工事、森林整備、一部の営繕工事等に係る事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

- 法人の組織内における法令遵守体制を強化するため、法令遵守担当理事を設置するとともに、全職員を対象とした外部専門機関による法令遵守研修を実施する。
- 内部監査の実効性を確保する観点から、内部監査に従事する職員の資質及び能力の向上を図るとともに、理事長、監事及び内部監査担当職員による重層的な監査体制を構築する。
- 契約の適正性を確保するため、契約担当部署の職員を対象とした専門的研修を定期的実施する。
- 法人が行う契約に係る監視体制の強化及び充実を図るため、入札監視委員会等において、一者応札・応募の契約、落札率が高い契約及び独立行政法人と一定の関係を有するものとして情報公開の対象となっている法人との契約について、全件を検証し、分析を行う。その他の契約についても、無作為抽出を実施し契約の点検を強化するなど、審議の充実を図る。
- 入札監視委員会等の機能を向上させる観点から、審議の内容や結果を踏まえ、直接法人の理事長に意見具申できるよう体制を構築する。

(別紙) 各法人等について講ずべき措置

農林水産省所管

(略)

【森林総合研究所、森林保険特別会計】

- 森林保険特別会計を平成26年度末までに廃止し、森林保険業務は森林総合研究所に移管する。その際、異常災害等のリスクに備えるため、政府による債務保所を行う。森林保険の被保険者の利便性を低下させないよう対処するとともに、他の業務と経理を区分し、金融業務の特性を踏まえ、財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、内部ガバナンスの高度化を図る。森林保険に係る積立金については、その規模の妥当性を定期的に検証し、過去の保険金支払状況等に基づき算定される保険料率について、その結果も踏まえ見直しの措置を講じる。
- 研究開発型の法人とする。ただし、中期目標期間は5年とする。
- 水源林造成事業については、受け皿法人の検討について、現中期目標期間終了時まで結論を得る。
- 水源林造成事業等は、国の財政支出や財政融資を用いて、多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、法人に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図る。

IV その他新たな独立行政法人制度及び組織への移行に当たっての措置等

(略)

- この改革に必要な措置については、法改正を伴わず早期に対応可能な措置は速やかに実施し、独立行政法人通則法改正など制度面での措置は平成27年4月からの改革実施を目指す。

平成25年度 林野庁関係補正予算の概要

平成25年12月
林 野 庁

新たな経済対策 1,294 億円

(単位:百万円)

項 目	補 正 追 加 額		
	非公共	公 共	計
強い林業・木材産業構築対策	54,485		54,485
森林整備加速化・林業再生事業	53,945		53,945
広域流通体制確立対策(広域流通構想作成)	37		37
施業集約化に必要な森林調査等	502		502
地域材利活用促進支援対策	15,541		15,541
木材利用ポイント事業	15,000		15,000
CLT等新製品・新技術利用促進事業	541		541
林業人材育成対策事業	281		281
「緑の雇用」現場技能者育成対策事業	281		281
森林整備事業・治山事業		43,890	43,890
森林整備事業		27,393	27,393
治山事業		16,497	16,497
山林施設災害復旧等事業		15,239	15,239
計	70,307	59,129	129,436

(参考) 1 計数は、四捨五入のため合計とは一致しない場合がある。

2 上記のほか、事業を円滑に実施するため、国庫債務負担行為(ゼロ国債)を補正計上。

〔治山事業 228億円(事業費)〕

復興特別会計 94 億円

〔復興特別会計計上〕

(単位:百万円)

項 目	補 正 追 加 額		
	非公共	公 共	計
森林整備事業		1,983	1,983
治山事業		1,932	1,932
特用林産施設体制整備事業	50		50
山林施設災害復旧事業		5,388	5,388
計	50	9,303	9,353

強い林業・木材産業構築対策

【54, 485百万円】

対策のポイント

消費税率引上げに伴う木材需要の反動減を回避し、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築、持続的な林業経営の構築など、総合的な対策を緊急に実施します。

<背景/課題>

- ・我が国の森林は、戦後造成した人工林が今まさに利用期を迎えており、この豊富な森林資源を循環利用し林業の成長産業化を実現することが課題となっています。
- ・平成26年4月の消費税率の引上げに伴う木材需要の反動減を回避し、林業・木材産業の成長産業化を実現することで、森林の多面的機能を向上させ、美しく伝統ある山村を次世代に継承していく必要があります。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加

(2,041万 m^3 (24年度) → 3,900万 m^3 (32年度))

<主な内容>

1. 森林整備加速化・林業再生事業（林業成長産業化総合対策事業）

53, 945百万円

各都道府県に設置されている森林整備加速化・林業再生基金を活用し、林業・木材産業の成長産業化の実現に必要な取組を支援します。

(1) 木材需要の創出

①木造公共施設等整備

地方公共団体が策定する木材利用方針に基づき、モデル的な木造公共施設の整備及び内装木質化を支援します。

②木質バイオマス利用施設等整備

未利用間伐材等の収集・運搬機材、木質チップ・ペレットの製造施設、木質ボイラー等の整備を支援するほか、木質バイオマス発電施設本体に対する資金融通等により支援します。

③地域材新規用途導入促進

型枠合板、窓枠、太陽光パネル架台など、新規分野における木材の利用・供給体制を確立・普及するための取組等を支援します。

(2) 国産材の安定的・効率的な供給体制の構築

①木材加工流通施設等整備

地域材の競争力強化に資する木材加工流通施設等の整備を支援します。

②木材の効率的な供給に向けた路網の整備

森林整備事業により行う間伐等とも連携し、原木の安定的・効率的な供給に不可欠な路網の整備を支援します。

[平成25年度補正予算の概要]

③森林境界明確化

路網の整備に必要な森林所有者情報の収集や境界測量等の森林境界明確化を支援します。

④高性能林業機械等の導入

森林整備の効率的かつ円滑な実施及び低コストで安全な作業システムの確立を図るために必要な高性能林業機械等の導入等を支援します。

(3) 持続的な林業経営の構築

①森林・林業人材育成対策

高性能林業機械等による森林整備を安全かつ円滑に実施できるよう、高性能林業機械等の操作に従事する者に対する特別教育等を支援します。

②森林獣害防止等対策事業

被害が発生している森林等において、獣害防止ネットやくくりわなの設置等を支援します。

③原木しいたけ再生回復緊急対策

生産者の安定的な経営のための生産実証、省エネ型施設など生産コストの縮減や生産性・品質向上に向けた施設の整備、外食産業等への販路開拓や新商品開発等による新たな需要の創出への取組等を緊急的に支援します。

補助率：定額、1/2
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等

2. 広域流通体制確立対策（広域流通構想作成）

37百万円

森林所有者等が広域に連携する協議会等をモデル的に設置し、供給可能量の拡大、所有者等と大型製材工場等の協定取引、原木の共通規格における仕分けの実施等を含めた構想の作成等に必要な経費等を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

3. 施業集約化に必要な森林調査等（森林整備地域活動支援交付金）502百万円

森林経営計画の作成や森林経営計画に基づいて実施する施業集約化に必要な森林情報の収集、同意取付け等の活動を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

事業全体	林野庁計画課	(03-6744-2300)
1(1)の事業	林野庁木材利用課	(03-6744-2296)
1(2)①、2の事業	林野庁木材産業課	(03-3502-8062)
1(2)②の事業	林野庁整備課	(03-6744-2303)
1(2)③、3の事業	林野庁森林利用課	(03-3501-3845)
1(2)④、(3)①、③の事業	林野庁経営課	(03-3502-8048)
1(3)②の事業	林野庁研究指導課	(03-3502-1063)

地域材利活用促進支援対策

【15,541百万円】

対策のポイント

消費税率引上げに伴う木材需要の反動減を回避し、林業・木材産業の成長産業化を図るため、地域材を使用した住宅・製品等へのポイント付与を通じて地域材の需要を喚起する取組や、中高層建築物での利用が期待できるCLT（直交集成板）等の開発・普及を加速化させるための取組を支援します。

<背景/課題>

- ・「森林・林業基本計画」に掲げられている「平成32年の木材自給率50%」の実現を目指すとともに、森林資源が豊富な山村地域の振興を図るためには、年々増加し、本格的な利用期を迎えている森林資源の利用を拡大していくことが大変重要です。
- ・消費税率引上げに伴う木材需要の反動減を回避し、住宅・製品等における地域材の需要を喚起する取組や、CLT等新製品・新技術の開発・普及を通じた木材需要を創出する取組等を支援し、林業・木材産業の成長産業化を図ることが必要です。

政策目標

- 国産材の供給・利用量の増加（2,041万m³（24年度）→3,900万m³（32年度））
- 地域材の需要喚起による木材関連産業の活性化と木材価格の安定

<主な内容>

（1）木材利用ポイント事業

15,000百万円

対象となる木材を活用した木造住宅の建築、内装・外装木質化、木材製品等の購入の際に、木材利用ポイントを発行し、地域の農林水産品との交換等を行う取組を実施します。

実施に当たっては、基金設置団体、全国事務局を設置し、都道府県ごとに設置した協議会と連携して、ポイント申請受付、発行、商品交換などを行います。

※ ポイントの発行対象は、木造住宅の新築・増築又は購入、内装・外装木質化工事、木材製品（対象となる木材を過半使用するほか、一定の要件を満たすもの）、木質ペレットストーブ・薪ストーブです。

（ 補助率：定額
事業実施主体：公益社団法人国土緑化推進機構 ）

（2）CLT等新製品・新技術利用促進事業

541百万円

中高層建築物での利用が期待できるCLT（直交集成板）等新製品・新技術の開発・普及を加速化するための強度データ収集等を支援します。

（ 委託費
事業実施主体：民間団体 ）

<関連対策>

CLT等新製品・新技術実証・展示加速化事業（森林整備加速化・林業再生事業）

53,945百万円の内数

中高層建築物での利用が期待できるCLT（直交集成板）を活用した建築物の実証・展示等を支援します。

（ 補助率：1/2
事業実施主体：都道府県 ）

（ お問い合わせ先：
（1）の事業 林野庁木材利用課（03-6744-2496）
（2）の事業 林野庁木材産業課（03-3502-8062） ）

地域材利活用促進支援対策(木材利用ポイント事業)

〈木材利用ポイント事業の対象〉

対象となる木材を活用する等、一定の基準を満たす以下のもの

①木造住宅の新築等

1棟あたり30万ポイント
(※東日本大震災の特定被災区域の住宅であって、「全壊」等と認定された場合は、1棟あたり50万ポイント)



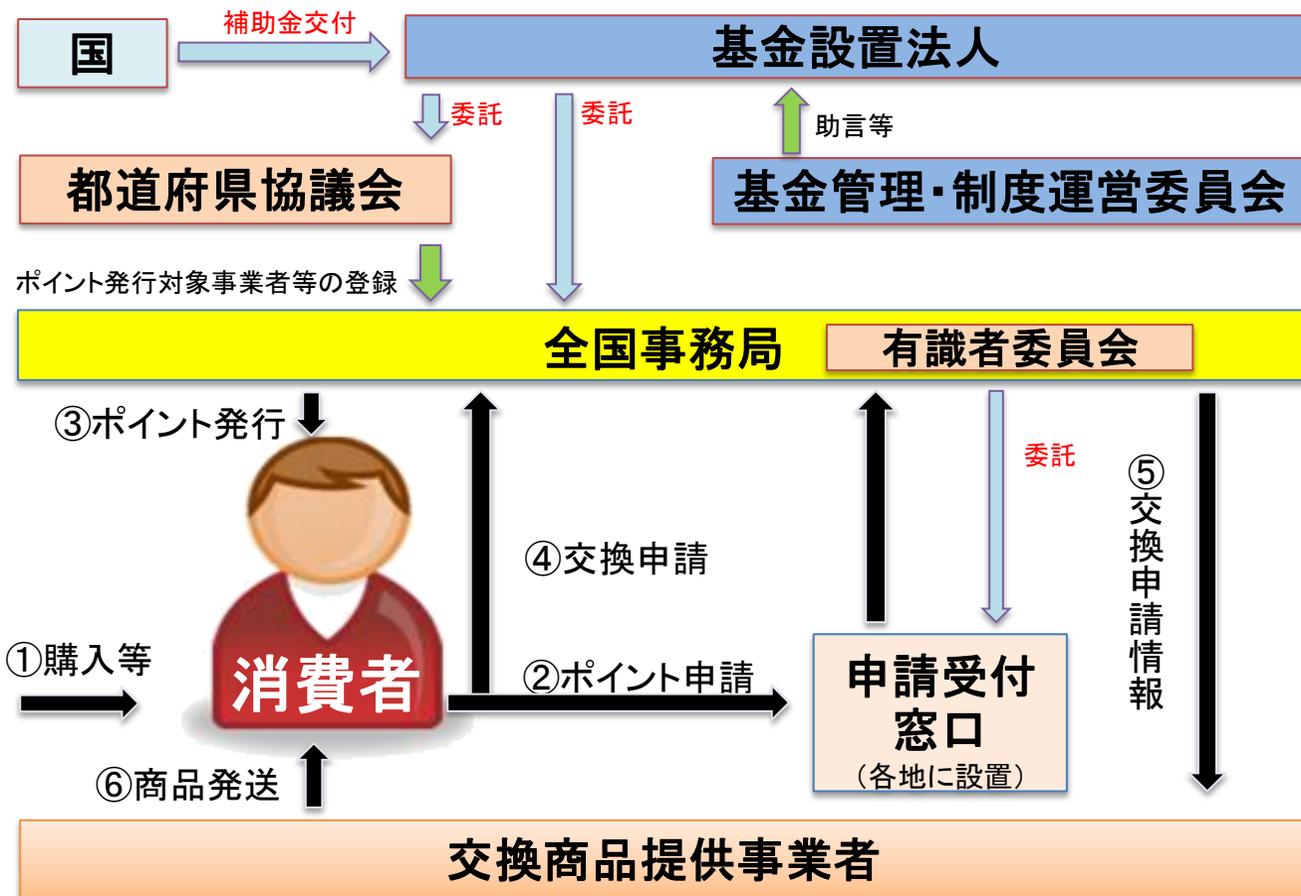
②内装・外装の木質化

内装及び外装木質化工事の合計ポイント付与数の上限は30万ポイント



③木材製品及び木質ペレットストーブ・薪ストーブ

1製品あたりのポイント付与数の上限は10万ポイント
(各製品のポイント付与数は、事務局HPで公表)



- ①地域の農林水産品等
 - ②農山漁村及び森林における体験型旅行
 - ③地域商品券、全国商品券等(森林づくり等に対する寄附つき)
 - ④森林づくり・木づかい活動に対する寄附
 - ⑤被災地に対する寄附
 - ④即時交換
- ※全国商品券(農林水産品関連商品券を除く。)及び即時交換は付与ポイント数の50%を上限



林業人材育成対策 （「緑の雇用」現場技能者育成対策事業）

【281百万円】

対策のポイント

林業分野における雇用の拡大を図るため、「緑の雇用」事業の一環として、事業体と林業就業希望者との林業就業へのマッチング等を支援します。

<背景／課題>

- ・経済の成長力を底上げし、全国的な成長の果実を地域の隅々まで浸透させるためには、山村地域の活性化が不可欠であることから、森林という豊富な地域資源を活用できる林業の成長産業化に向け、若年層を中心とした林業分野の雇用拡大が必要です。
- ・林業は、高所・急傾斜地における高度な作業技術を要するため、林業労働に対する適性を見極めることが重要です。

政策目標

平成32年度までに現場管理責任者等5,000人を育成

<主な内容>

林業への適性を見極めや林業の作業実態等の理解を通じて事業体と就業希望者双方の不安を解消するためのトライアル雇用、安定的な雇用体制を整備するための事業体の取組（能力評価システムの導入）に対する支援の一部先行実施に必要な経費を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：全国森林組合連合会

[お問い合わせ先：林野庁経営課 (03-3502-8048)]

林業人材育成対策（「緑の雇用」現場技能者育成対策事業）

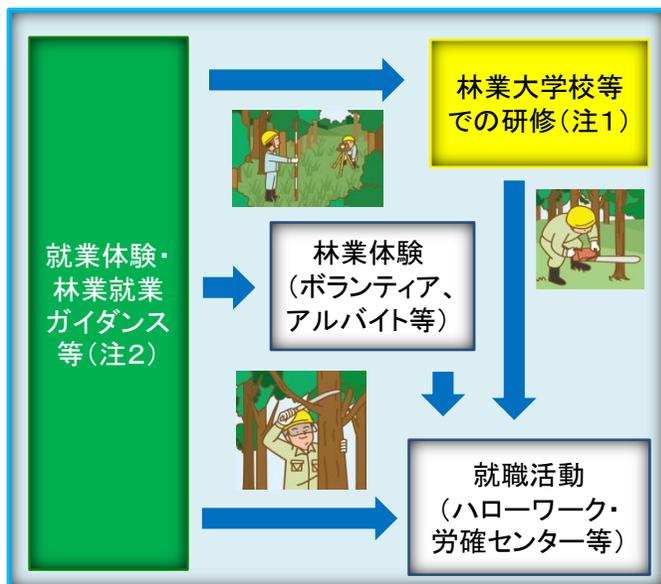
- 経済の成長力を底上げするため、森林という豊富な地域資源を循環利用する林業の成長産業化に向け、林業分野における雇用の拡大が必要。
- 林業は、**全産業平均と比べ労働災害発生率が高く、高所・急傾斜地での高度な作業技術が必要**なため、**林業への適性の見極めや定着できる環境整備が重要。**



「緑の雇用」事業の一環として①、②を支援。

- ① **林業への適性の見極めや林業の作業実態等の理解のためトライアル雇用**
- ② **安定的な雇用体制の整備** (ex. 経営者と従業員が仕事ぶりや能力を評価する共通の“ものさし”を共有するなど)

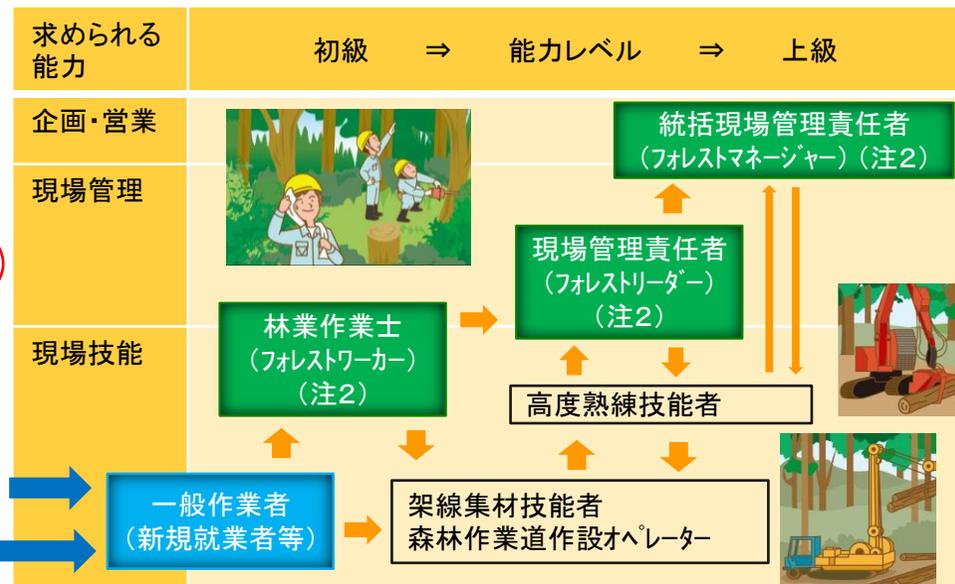
○ 林業への就業までの流れ（一例）



(注1) 緑の青年就業準備給付金事業で支援

(注2) 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業(うち新規就業者の確保・育成・キャリアアップ)で支援

○ 就業後における現場技能者のキャリア形成（一例）



森林整備事業・治山事業（公共）

【43,890百万円】

対策のポイント

林業の成長産業化に資する間伐、路網整備等を推進するとともに、森林の荒廃を防ぎ、国土保全等の公益的機能を発揮するため、荒廃山地の復旧整備等の国土強靱化対策を実施します。

<背景／課題>

- ・我が国の森林資源を活かし、林業を成長産業として確立するため、安定的な木材の供給体制を構築する必要があります。
- ・集中豪雨等により各地で山地災害が発生しており、**荒廃山地の復旧整備**を早急に進めるとともに、**森林の公益的機能を発揮**させるために必要な措置を講じることにより、**山地防災力を強化**する必要があります。
- ・こうした取組は、**二酸化炭素の森林吸収量の算入上限値3.5%**（平成25年から平成32年の平均・1990年を基準）を確保し、我が国の新たな温室効果ガス削減目標**3.8%**（うち約4分の3の**2.8%**分は森林吸収量・2005年を基準）を達成するためにも必要です。

政策目標

- 森林吸収量の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）
- 周辺森林の山地災害防止機能等が確保された集落の増加

<主な内容>

1. 森林整備事業

27,393百万円

- (1) 国産材の安定供給体制の構築や森林吸収量の確保のための間伐、路網整備等を推進します。特に、**森林整備加速化・林業再生事業**と連携して実施する事業を優先採択します。

森林環境保全直接支援事業 12,000百万円
林業専用道整備対策 5,087百万円
国費率：10/10、1/2、3/10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者、（独）森林総合研究所等

- (2) 治山事業と一体的に行う間伐等の災害に強い森林づくりに資する**森林整備**を推進します。

環境林整備事業 1,000百万円
水源林造成事業 3,298百万円
国費率：10/10、3/10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、（独）森林総合研究所等

2. 治山事業

16,497百万円

- (1) 集中豪雨や台風等により発生した山地災害箇所等であって、今後の降雨等により人命・財産に被害が及ぶおそれのある森林について、**早急に復旧整備**を実施します。

また、集中豪雨等により発生した**大規模な崩壊箇所等の復旧整備**を加速化します。

復旧治山事業 9,491百万円
地すべり事業 1,434百万円
治山事業(民有林直轄) 2,000百万円
国費率：10/10、2/3、1/2等
事業実施主体：国、都道府県

- (2) 火山地域や集落周辺に存する水土保全機能の低下した森林等において、**今後の集中豪雨等による土砂の崩壊・流出や流木の発生を未然に防止する観点から、保安林の整備**を実施します。

また、**風浪や病虫害被害等により機能が低下した海岸防災林の再生や津波に対し粘り強い海岸防災林の整備**を実施します。

水源地域等保安林整備事業 2,050百万円
防災林造成事業 700百万円
国費率：10/10、1/2等
事業実施主体：国、都道府県

- (3) 既往の治山事業施行地の点検や計画策定を含む**治山施設の長寿命化対策**を推進します。

治山事業 16,497百万円の内数
国費率：10/10、2/3、1/2等
事業実施主体：国、都道府県

お問い合わせ先：

1の事業 林野庁整備課
2の事業 林野庁治山課

(03-6744-2303)

(03-6744-2308)

地域材利用促進対策事業、農山漁村における水利施設の耐震化等の老朽化・防災対策事業

森林整備事業・治山事業（公共） 806億円（事業費）、439億円（国費）

我が国の森林資源を活かした林業の成長産業化の実現に資する安定的な木材の供給体制を構築するとともに、森林吸収源対策による算入上限値3.5%を確保するため、間伐や路網整備等を推進する。また、集中豪雨等により各地で山地災害が発生しており、荒廃山地の復旧整備等を早急に進めるとともに、森林の公益的機能を発揮させるために必要な森林の整備を実施することにより、山地防災力を強化する。

- 『森林整備事業』→ 森林整備加速化・林業再生事業と連携して間伐やこれと一体となった路網整備等を実施するとともに、治山事業と一体的に行う間伐等の災害に強い森林づくりに資する森林整備を推進。
- 『治山事業』→ 集中豪雨等による山地災害の被害が住宅・公共施設等に及びおそれのある地域における山地防災力の強化を推進。

治山事業

山地災害の復旧整備や荒廃した保安林の整備を早急に進め、土砂・流木の流出や崩壊などの災害を防止し、安全・安心を確保。



山腹崩壊の発生状況



治山対策による復旧対策のイメージ

崩壊地の復旧

間伐や路網等の整備

森林整備事業

間伐等の森林整備により、我が国の森林資源を活かした林業の成長産業化を実現するとともに、森林の公益的機能を発揮。

間伐



路網整備



森林整備事業・治山事業（公共）

【復旧・復興対策（復興庁計上） 3, 915百万円】

対策のポイント

- ・ 間伐等の実施により、東日本大震災の被災地等における「災害に強い森林づくり」を進めます。
- ・ 東日本大震災で被災した海岸防災林の復旧・再生や山腹崩壊地等の復旧整備を通じ、地域の安全・安心を確保します。

<背景／課題>

- ・ 東日本大震災により、青森県から千葉県までの約140kmに及ぶ海岸防災林が被災するとともに、山地においても多くの箇所では山腹崩壊、林道施設等の被害が発生しており、台風や豪雨等により更なる被害の拡大が懸念されます。
- ・ 福島第一原子力発電所の事故により放散された放射性物質の影響のある区域では、森林所有者の経営意欲の減退、被ばくへの不安等から、森林整備が停滞するおそれがあり、森林の公益的機能の低下が懸念される状況となっています。

政策目標

- 土壌を保持する能力等が良好に保たれている森林の割合の増加。
- 海岸防災林の造成に必要な基盤造成を平成27年度までに完了し、その後順次植栽を実施。（全体の復旧は概ね平成32年度までに完了。）

<主な内容>

1. 森林整備事業

1, 983百万円

東日本大震災により林地荒廃等の森林被害が発生した岩手、宮城、福島の被災3県において適切な間伐等の実施による「災害に強い森林づくり」を進めるとともに、放射性物質の影響等により整備が進み難い人工林等において、公的主体による緊急的な間伐等を進めます。

2. 治山事業

1, 932百万円

東日本大震災で被災した海岸防災林の復旧・再生や山腹崩壊地等における復旧整備を進めます。

（ 国費率：10/10、2/3、1/2、3/10等
事業実施主体：国、都道府県、（独）森林総合研究所等 ）

（ お問い合わせ先：
1の事業 林野庁整備課 (03-6744-2303)
2の事業 林野庁治山課 (03-6744-2308) ）

特用林産施設体制整備事業

【復旧・復興対策（復興庁計上）50百万円】

対策のポイント

特用林産施設整備や放射性物質の被害防止対策等により、特用林産物生産の経営基盤の強化や就業機会を確保し、被災地の復興を図ります。

<背景／課題>

- ・原発事故の影響により、きのこ類及び山菜類で175市町村に対し、国の出荷制限等の指示が出ています（平成25年11月12日現在）。
- ・福島第一原子力発電所事故による放射性物質の汚染等により、生産や経営が困難な状況が続いています。

政策目標

17都県の国産きのこ類の生産量
(313千トン（平成24年）→344千トン（平成26年）)

<主な内容>

特用林産施設の体制整備

(1) きのこ等の生産力増強対策

被災地の復興、食料基地の形成、特用林産施設の効率化等のための生産・加工・流通施設の整備、生産者等の次期生産に必要な生産資材の導入を支援します。

(2) 特用林産物放射性物質等の被害防止対策

ほだ木の洗浄機械や簡易ハウス等の放射性物質の防除施設等を整備します。

補助率：1／2
事業実施主体：市町村、森林組合、林業者の組織する団体等

[お問い合わせ先：林野庁経営課（03-3502-8059）]

特用林産施設体制整備事業

25年度補正 事業費1億円、国費0.5億円

被災地の復興等のための特用林産の施設整備、次期生産に必要な生産資材の導入、放射性物質の防除施設の整備を支援

【 事業内容 】

補助対象：

特用林産の施設整備、次期生産に必要な生産資材の導入、放射性物質の防除施設の整備等

基本国費率：1/2

事業実施主体：

市町村、森林組合、農事組合法人、林業者の組織する団体等

交付先：

国→都道府県→実施主体



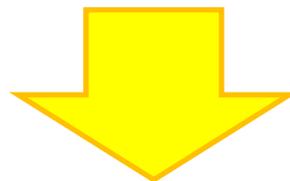
①きのこの等の生産力増強対策

被災地の復興、食料基地の形成、特用林産施設の効率化等のための生産・加工・流通施設の整備、生産者の次期生産に必要な生産資材の導入等



②特用林産物放射性物質等の被害防止対策

ほだ木の洗浄機械、簡易ハウス等の放射性物質の防除施設の整備等



- 特用林産物生産の経営基盤の強化による被災地の復興
- 就業機会の確保による地域の活性化

平成26年度 林野庁関係予算の概要

1. 総括表

平成25年 12月

区 分	平成25年度 当初予算額	平成26年度 概算決定額	対前年度比
	百万円	百万円	%
公共事業費	189,616	191,267	100.9
一般公共事業費	179,642	181,293	100.9
治山事業費	61,144	61,570	100.7
森林整備事業費	118,498	119,723	101.0
災害復旧等事業費	9,974	9,974	100.0
非公共事業費	100,324	100,328	100.0
総 計	289,940	291,595	100.6

(注)1 上記のほか、農山漁村地域整備交付金に、林野関係公共事業を措置している。

2 計数は、四捨五入のため合計とは一致しない場合がある。

2. 東日本大震災からの復旧・復興対策(東日本大震災復興特別会計計上)

項 目	平成25年度 当初予算額	平成26年度 概算決定額	対前年度比
	百万円	百万円	%
公共事業費	39,037	57,663	147.7
非公共事業費	5,975	10,723	179.5
合 計	45,012	68,386	151.9

地域材利活用倍増戦略プロジェクト [新規]

【1, 420 (一) 百万円】

対策のポイント

新たな地域材需要の開拓や公共建築物等の各分野での木材利用を拡大するとともに、地域材の安定的・効率的な供給体制の構築を図ります。

<背景/課題>

- ・戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、「森林・林業基本計画」に基づいて国産材の利用拡大を図るためには、公共建築物や住宅等での地域材の利用拡大、木質バイオマスの利用拡大等各分野での取組を進めていくことが必要です。
- ・特に耐火性等の問題から鉄筋コンクリート造・鉄骨造が主流となっている中高層建築物等の分野における木質の新たな製品・技術の開発及び国土交通省と連携して建築材料としての普及を進めることが必要です。
- ・また、地域材の供給体制については、大型製材工場等の需要に応じた安定的な数量の確保ができず、価格も不安定な状況を転換し、需要に応じた品質・数量の地域材を安定的・効率的に供給する体制の構築が必要です。

政策目標

○国産材の供給・利用量の増加

(2,041万^m (24年度) →2,800万^m (27年度))

○公共建築物の木造率の向上 (8.4% (23年度) →24% (27年度))

<主な内容>

1. CLT (直交集成板) 等新たな製品・技術の開発 509 (一) 百万円

(1) 中高層建築物等に係る技術開発等の促進

国交省との緊密な連携の下、中高層建築物での利用が期待できるCLT (直交集成板) を建築材料として利用するために必要な強度データ収集等や耐火性能等の確認に必要な試験、CLT等の新たな製品・技術を活用した建築物の実証を実施します。

(2) 住宅等における製品・技術の開発・普及の一層の促進

長伐期化に伴って大径化したスギや用途が限られるヒノキ等を利用した新たな製品・技術の開発及びコストダウン等に資する加工用機械の開発・改良を行います。また、木造住宅等の健康・省エネ性の定量化に向けた調査等を実施します。

(3) 木材を利用した建築物の建設に携わる担い手の育成

中高層建築物への木材利用を促進するため、中高層建築物の建設に携わる設計者、施工者、部材供給者等の担い手を育成を支援します。

<各省との連携>

- 国土交通省 ・CLTを用いた建築物の一般的な設計法を確立するための研究開発を実施

2. 地域材利用促進

756 (一) 百万円

(1) 公共建築物等の木造化等の促進

公共建築物の木造化・内装木質化に向けた設計段階からの技術支援等を行います。

(2) 新規分野における木材利用の促進

工作物・土木分野等における全国的な実証・働きかけ・ワークショップ等を通じた木材利用促進の取組を支援します。

(3) 木質バイオマスの利用拡大

未利用間伐材等の木質バイオマスの利用拡大に向けたサポート体制の構築、加工・利用システムの開発等を支援します。

(4) 日本の森林づくり・木づかい国民運動の総合的普及啓発

木材の利用促進や森林づくりに対する国民の理解を醸成するための普及・啓発活動や、NPO等による木づかい、木育、森林づくりなど木材・森林・林業を身近に感じるための取組を支援します。

(5) 海外での地域材利用や合法木材の普及の促進

海外での地域材の品質等の実証・他業種の事業者と連携した販売活動を行うネットワークの構築、合法木材の国内での普及・実態調査などを通じた地域材の差別化・信頼性向上の取組を支援します。

3. 地域材の安定的・効率的な供給体制の構築

155 (一) 百万円

民有林の森林所有者等と国有林が広域に連携する協議会をモデル的に設置し、山側が一体となることによる供給可能量の拡大、所有者等と大型製材工場等の協定取引、原木の共通規格による仕分けの実施等を含めた構想の作成に必要な経費等を支援します。

また、山元と地域に根付いた製材工場、工務店、消費者等の連携による地域循環型の構想の作成等を支援します。

補助率：定額、1/2
※ 1. (1)、(2)の一部は委託
事業実施主体：国、民間団体

〈関連対策〉構想実現に必要な流通施設等の整備への支援

安定取引構想を実現するため、構想に基づく取組に必要なストックヤードや選別機等の整備を支援します(森林・林業再生基盤づくり交付金)。

補助率：定額(1/2)
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：
1、3の事業 林野庁木材産業課 (03-3502-8062)
2の事業 林野庁木材利用課 (03-6744-2296)
2(4)の事業 林野庁森林利用課 (03-3502-8243)

森林・林業再生基盤づくり交付金

【2,200(1,612)百万円】

対策のポイント

森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、高性能林業機械の導入や木造公共建築物の整備等を支援します。

<背景/課題>

- ・戦後造林した人工林が本格的な利用期を迎える中、この資源を保全しながら活用することにより、森林の多面的機能を最大限発揮させることが重要です。
- ・このため、森林資源を活かした成長分野の創造に向け、木材利用の拡大・促進、森林から消費者までをつなぐ需要に応じた木材流通体制の構築、木材を安定供給できる効率的な森林の整備・保全の推進といった「攻めの農林水産業」を展開するための取組を戦略的に進めていくことが必要です。

政策目標

高性能林業機械を使用した素材生産量の割合の向上
(4割(平成21年度) 6割(平成27年度))
公共建築物の木造率の向上
(8.3%(平成22年度) 24%(平成27年度))

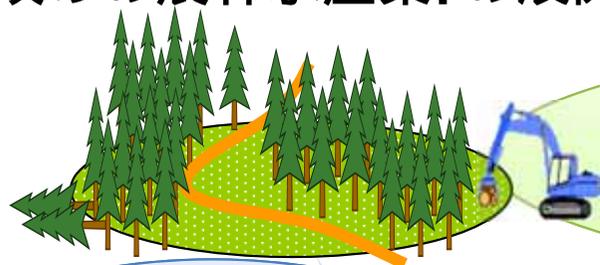
<主な内容>

1. 木材利用の拡大
木造公共建築物や木質バイオマスの供給・利用を促進する施設など木材利用の拡大に資する施設の整備を支援します。
2. 木材製品の安定的な供給
価格・量・品質面において安定的・効率的な供給ができるサプライチェーンを構築するため、木材加工流通施設等の整備を支援します。
3. 地域材の安定的・効率的な供給体制の構築
民有林と国有林の連携を盛り込むなどした広域流通型の構想や、山元と地域に根付いた加工工場等の連携による地域循環型の構想の実現に必要なストックヤードなどの流通施設等の整備を支援します。
4. 林業再生に必要な条件整備
円滑な森林整備・林業生産コストの低減を図るため、高性能林業機械の導入や、林業の担い手となる人材の労働安全指導等を支援します。また、山村地域の経済振興に重要な役割を果たす特産物の生産基盤の整備等を支援します。
5. 森林の公益的機能の発揮等
森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくため、森林環境教育や林業体験学習の場となる森林フィールドの整備、森林病虫害や野生鳥獣による森林被害及び林野火災の防止等による森林資源の保護、山地災害に対する地域の防災体制の強化等を支援します。

補助率：定額(1/2、1/3等)
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

[お問い合わせ先：林野庁経営課(03-3502-8055)]

森林・林業分野において、「攻めの農林水産業」の展開に対応するために必要な施設・機械の整備等を支援します。



林業再生に必要な条件整備

高性能林業機械等の導入
特用林産の振興
林業担い手等の育成確保



森林の公益的機能の発揮等

森林病虫害や野生鳥獣による被害防止、森林環境の保全
山地災害に対する地域の協力体制の整備
森林環境教育、体験活動の場となる森林・施設の整備



「攻めの農林水産業」の展開

木材製品の安定的な供給 地域材の安定的・効率的な供給体制の構築

安定供給を可能とする木材加工流通施設の整備
安定取引構想の実現に必要な流通施設等の整備



木材利用の拡大

木造公共建築物等の整備
木質バイオマスの供給・利用を促進する施設の整備



ハード事業、ソフト事業 ハード事業は、市町村広域連携支援でも取組可能

森林・林業人材育成対策

【6, 627(7, 082)百万円】

対策のポイント

- ・ 「緑の雇用」事業を通じた新規就業者の確保・育成等を支援します。
- ・ 森林・林業に関する高度な知識・技術を有する人材を育成します。

<背景/課題>

- ・ 林業の持続的かつ健全な発展を図るためには、施業集約化等の推進、低コストで効率的な作業システムによる施業の実施とともに、これらを担う人材の確保・育成が必要です。
- ・ これからの森林・林業に必要な人材として、間伐等を効率的に行える現場技能者を育成するとともに、地域における森林づくりのマスタープランを作成しその実行を指導できる技術者や、施業集約化・森林経営計画作成を着実に実践できる能力を有する技術者の育成が重要です。
- ・ 特に木材の生産性を向上させるため、車両系に加え架線系林業機械の高度化技能者の育成が必要です。

政策目標

- 平成32年度末までに現場管理責任者等を5,000人育成
- 素材生産量に占める高性能林業機械を使用した生産量の割合
(約5割(平成23年度)→約7割(平成31年度))
- 平成32年度末までに森林総合監理士を2,000~3,000人育成
- 平成27年度末までに森林施業プランナーを2,100人認定
- 平成32年度末までに民有林における森林経営計画の作成率を80%に向上

<主な内容>

1. 「緑の新規就業」総合支援事業 6, 419 (6, 603) 百万円
 - (1) 緑の青年就業準備給付金事業 364 (370) 百万円
林業への就業に向け、林業大学校等において必要な知識の習得等を行い、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年を支援します。
※ 就業希望者1人当たり150万円/年を最大2年間給付
補助率：定額
事業実施主体：都道府県等
 - (2) 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業 6, 055 (6, 233) 百万円
 - (ア) 新規就業者の確保・育成・キャリアアップ
①就業体験やガイダンス、トライアル雇用による新規就業者の確保、②3年間のOJT研修等による新規就業者の育成、③現場管理責任者等へのキャリアアップ、④就業環境整備等に必要な経費を支援します。
※ 研修生1人当たり9万円/月等を助成
 - (イ) 林業機械・作業システム高度化技能者育成[新規]
木材の生産性の向上を図るため、急傾斜地等における高度な索張り技術等を備えた技能者の育成等を実施します。
委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体

[平成26年度予算の概要]

2. 森林づくり主導人材育成対策 208(180)百万円

(1) 森林総合監理士等育成対策事業 [新規] 118(一)百万円

森林総合監理士の候補となる若手技術者の育成を図るため、研修の実施及びカリキュラムの改善を行うとともに、研修への参加等の支援します。また、技術者の育成に向けて調査・検証し、体系的な人材育成のあり方を検討します。

補助率：1/2
事業実施主体：都道府県、市町村
委託費
委託先：民間団体

(2) 森林施業プランナー実践力向上対策事業 91(180)百万円

施業集約化・森林経営計画作成の中核を担う森林施業プランナーの実践力を向上させるための研修、林業事業体の実践体制の評価、森林施業プランナーの認定制度の普及等を主体的に取り組む林業事業体を支援します。

補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：
1(1)、1(2)(ア)、2(2)の事業
林野庁経営課 (03-3502-8048)
1(2)(イ)、2(1)の事業
林野庁研究指導課 (03-3502-5721)

持続的な森林・林業経営対策

【1, 248 (1, 299) 百万円】

対策のポイント

持続的な森林・林業経営の実現に向け、次世代架線系林業機械の開発、特用林産物の生産振興対策、林業者等の資金調達の円滑化等を推進します。

<背景/課題>

- ・我が国の森林・林業を再生し、持続的な森林・林業経営を確立するためには、低コストで効率的な作業システムの確立が不可欠です。
- ・とりわけ急傾斜地等での施業においては、架線集材による作業システムの必要性が高まっており、その基盤となる機械の開発に加え、技能者の育成が課題となっています。
- ・さらに、持続的な林業経営を実現するためには、きのこ類等の特用林産物の販売・利用拡大を図ることも重要です。

政策目標

- 素材生産量に占める高性能林業機械を使用した生産量の割合向上
(約5割(平成23年度)→約7割(平成31年度))
- 国産きのこ類の生産量447千トン(平成20年)→472千トン(平成27年)
- 林業者等の地域材利用、森林整備、経営改善等に必要な資金調達の円滑化

<主な内容>

1. 次世代架線系林業機械開発等生産性向上事業 [新規] 85 (一) 百万円
(1) 次世代架線系高性能林業機械等開発推進事業 77 (一) 百万円
IT技術等を活用し、安全性と省エネルギー性などに優れ、急傾斜地等における効率的な作業システムに対応した林業機械の開発を行います。

〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

- (2) 低コスト造林技術実証・導入促進事業 7 (一) 百万円
伐採と地拵えの一体化による低コスト化造林技術の実証を通じて、作業効率やコスト等のデータ収集・分析を行うとともに、技術の全国的な導入を促進します。

〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

<関連対策>「緑の雇用」現場技能者育成対策事業

急傾斜地等での効率的な架線集材を実現する高度な索張り技術等を備えた技能者の育成等とともに、森林作業道作設オペレーターの育成強化を行います。

2. 特用林産物振興・新需要創出事業 [新規] 25 (一) 百万円
(1) 安全なきのこ原木安定供給体制構築支援 10 (一) 百万円
きのこ原木等の安定供給体制構築に向けた、原木需給情報の収集・分析、コーディネートによるマッチング等を支援します。

- (2) 新需要創出品目別支援 15 (一) 百万円
竹材、薬草類など品目別に異なる課題に対応した流通構造の改善に向けた取組を支援します。

〔補助率：定額、1/2〕
〔事業実施主体：民間団体〕

3. 林業金融対策

(1) 利子助成による地域材利用の促進 452(290)百万円

地域材利用を促進するため、林業の経営改善や木材の生産・加工・流通の合理化に取り組む意欲ある林業者等に対し、**最大2%の利子助成**を行います。

地域材利用促進緊急利子助成事業 融資枠：80億円
補助率：定額
事業実施主体：全国木材協同組合連合会

(2) 無利子資金による森林整備の推進 338(645)百万円

森林整備を推進するため、施業規模を集積させた林業者に対し、**有利子の日本政策金融公庫資金等と無利子資金（森林整備活性化資金）**を併せて貸し付けることにより、**金利負担を軽減**します。

森林整備活性化資金造成費・利子補給金 融資枠：17億円
補助率：定額
事業実施主体：独立行政法人農林漁業信用基金

(3) 無利子資金による林業・木材産業の経営の改善 25(33)百万円

林業者・木材産業者等の先駆的取組による経営改善を支援するため、都道府県を通じて**無利子資金の貸付**を行います。

林業・木材産業改善資金造成費補助金 融資枠：100億円
補助率：2/3
事業実施主体：都道府県

(4) 木材加工設備導入利子助成支援事業 10(10)百万円

木材製品の高付加価値化や経営の多角化を図るための**設備導入とそれに伴う施設・設備廃棄等に必要資金の借入に対する利子助成**を行います。

木材加工設備導入利子助成支援事業 融資枠：5億円
補助率：1/2、2/3
※補助率2/3は木質バイオマス利用施設整備の場合
事業実施主体：民間団体

(5) 信用保証の基盤強化と林業・木材産業の合理化の推進

(ア) 林業信用保証の基盤強化 256(256)百万円

林業者・木材産業者が資金調達を円滑に行うことができるよう、高水準にある代位弁済費の一部について**支援を行うことにより、保証料の軽減**を図ります。

森林・林業再生支援林業信用保証事業
補助率：定額
事業実施主体：独立行政法人農林漁業信用基金

(イ) 低利運転資金による林業・木材産業の合理化の推進 53(55)百万円

林業事業者等による事業の合理化等のため、**低利運転資金の貸付**を行います。

木材産業等高度化推進資金事業 融資枠：600億円
補助率：定額
事業実施主体：独立行政法人農林漁業信用基金

お問い合わせ先：

1(1)の事業 林野庁研究指導課 (03-3501-5025)
1(2)の事業 林野庁整備課 (03-3502-8065)
2の事業 林野庁経営課 (03-3502-8059)
3(1)～(3)、(5)の事業 林野庁企画課 (03-3502-8037)
3(4)の事業 林野庁木材産業課 (03-6744-2290)

森林・山村多面的機能発揮総合対策

【3, 243 (3, 000) 百万円】

対策のポイント

森林の有する多面的機能の発揮に向け、山村における地域活動に対する支援を充実、強化します。

<背景/課題>

- ・森林の有する多面的機能の発揮に向け、適正な森林整備・保全を図ることが必要ですが、林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化等により、地域住民と森林との関係が希薄化しています。
- ・そのため、山村地域の活性化等に向け地域の実情に応じた支援策を充実・強化することが不可欠です。

政策目標

・全国1,200地域で地域の特性に応じた森林の保全管理や山村活性化の取組を推進（平成26～28年度）

<主な内容>

1. 森林・山村多面的機能発揮対策

(1) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 2, 985 (2, 985) 百万円

里山林の景観保全などの日常的な管理活動、森林資源を利活用する活動、森林を活用した環境教育・研修活動など、地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して行う、以下の取組を支援します。

①地域環境保全タイプ

集落周辺の美しい里山林を維持するための景観保全・整備活動、高密に侵入したモウソウ竹等の竹林の伐採・除去や利用に向けた取組。

②森林資源利用タイプ

集落周辺の里山林に賦存する広葉樹等未利用資源を地域の生活のために利用することを目的とした木質バイオマス、しいたけ原木等の広葉樹等未利用資源の供給及び活用。

③森林空間利用タイプ

森林を活用した環境教育や研修、レクリエーション活動等。

④機材及び資材の整備

上記①、②の活動の実施に必要な機材及び資材の整備。

〔補助率：定額（1/2相当）
事業実施主体：地域協議会〕

(2) 森林・山村多面的機能対策評価検証事業

15 (15) 百万円

森林・山村多面的機能発揮対策による活動の成果について、評価及び検証を実施します。

〔委託費
委託先：民間団体〕

2. 森林整備地域活動支援交付金 [拡充] 150百万円 (一) 百万円

(1) 森林経営計画の作成に必要な地域活動への支援

森林経営計画の作成に必要な森林情報の収集（不在村森林所有者情報の取得、現地確認等）や合意形成活動、GPSを活用した境界の確認等に対して支援します。

(2) 森林施業の集約化に必要な地域活動への支援

森林経営計画に基づき実施する集約化施業に必要な森林調査、境界の確認、森林所有者の合意形成活動等の活動に対して支援します。

(3) 森林経営計画作成・施業集約化の条件整備への支援

森林経営計画の作成や施業集約化に必要な既存路網の簡易な改良等に対して支援します。

補助率：定額（1/2相当）
事業実施主体：市町村等が構成する協議会、民間団体等

3. 民有林・国有林が連携した境界明確化対策 93 (一) 百万円

国有林においても、民有林の集約化施業等を積極的に支援するため、国有林と隣接する民有林の境界明確化を推進します。

（事業実施主体：国）

お問い合わせ先
1 及び 2 の事業 林野庁森林利用課 (03-3501-3845)
3 の事業 林野庁業務課 (03-6744-2329)

<各省との連携>

- 国土交通省 ・ 森林所有者情報の共有・活用、地籍整備の推進

<関連対策> 森林整備等への民間資金活用調査実証事業 [新規] 100 (一) 百万円

民間資金を活用した森林整備の国内外の制度・事例の調査、民間資金の活用に対する企業・国民の意識や関心に関する情報収集・分析等を行うとともに、次年度以降の実証に向け、企業の業種等に応じた類型別に森林整備への協力が企業経営にもたらす効果の分析や企業ニーズの詳細把握等を実施します。

委託費
委託先：民間団体

[お問い合わせ先：林野庁森林利用課 (03-3502-8240)]

森林病虫害等の森林被害対策

【1, 161(1, 026)百万円】

対策のポイント

森林病虫害や野生鳥獣等による森林被害対策をはじめ、多様で健全な森林環境の保全のための施策を推進します。

<背景/課題>

- ・病虫害等による森林被害の拡大を防止するためには、伐倒駆除や抵抗性品種の植栽に向けた苗木の安定供給などを推進することが必要です。
- ・シカ等野生鳥獣により深刻化する森林生態系等への被害を軽減するため、広域的な野生鳥獣被害対策を推進する必要があります。
- ・さらに、近年、森林の世界遺産としての価値保全や、水資源の安定確保など水問題に対する関心が高まっています。

政策目標

- 保全すべき松林の被害率を全国的に1%未満の「微害」に抑制（毎年度）
- 森林・林業基本計画等に基づき、多様で健全な森林環境の保全を図り、森林の有する多面的機能の促進。

<主な内容>

1. 森林病虫害等被害対策事業

(1) 森林害虫駆除事業委託

197(197)百万円

東北地方における松くい虫被害の拡大の未然防止、佐渡におけるトキの営巣木等の保全を図るため、農林水産大臣の駆除命令による伐倒駆除等や、薬剤防除自然環境等影響調査を実施します。また、ナラ枯れ被害防除技術の確立に資するよう被害対策の効果調査を実施します。

（委託費）
委託先：都道府県

(2) 森林病虫害等防除損失補償金

2(2)百万円

農林水産大臣の命令を受けて伐倒を行うことにより通常生ずべき損失額に相当する金額及び薬剤による防除又ははく皮、焼却の措置を行うのに通常要すべき費用に相当する金額等を補償します。

（補助率：10/10）
事業実施主体：国

(3) 森林病虫害等防除事業費補助金

677(677)百万円

(ア) 被害拡大地域対策事業（松くい虫防除）

従来被害がなかった地域で新たな被害が発生している高緯度・高標高地域等における松くい虫防除対策を実施します。

(イ) 環境に配慮した松林保全対策事業

天敵微生物等を用いた伐倒駆除等、松林や周辺の環境に配慮した、環境に対する負荷の小さい防除対策を実施します。

(ウ) 政令指定病虫害等防除事業

せん孔虫類、食葉性害虫、のねずみ等による被害のまん延を防止するための防除対策並びにナラ枯れ被害対策の防除措置として被害木の破砕による処理及びカシノナガキクイムシの誘引捕殺等を実施します。

（補助率：(1)1/2、(2)1/2、(3)1/2（のねずみは北海道3/8それ以外1/3））
事業実施主体：都道府県、市町村等

[平成26年度予算の概要]

2. 森林鳥獣被害対策技術高度化実証事業 [新規] 150 (一) 百万円

新たに鳥獣被害の防止に向けて、モデル地域を設定し、地域の農林業関係者等と連携を図りながら、シャープシューティング等様々な技術を効果的に組み合わせた新たな対策の実証を行います。

また、新たな対策の実証に先立ち必要となる植生被害調査等を実施します。

[事業実施主体：国]

※（「シャープシューティング」とは）

野生のシカを一時的に餌付けした上で銃器によって捕獲する方法であり、一定水準以上の技量を有する射手、動物の行動をコントロールするための給餌、警戒心の強い個体の出現予防への配慮等の体制を備えることが必須である。

3. 森林環境保全総合対策事業

(1) 世界遺産の森林生態系保全管理の推進 54 (21) 百万円

我が国の世界自然遺産及びその候補地において、森林生態系の保全管理に必要な調査等を実施します。特に、「小笠原諸島」において、兄島へのグリーンアノールの侵入を受け、低密度管理・根絶に向けた対策を検証する上で必要な種間相互作用の把握・変化予測等のための調査を新たに実施します。

(2) スギ・ヒノキ花粉の飛散予測等の推進 17 (17) 百万円

スギの花粉飛散量予測の精度向上を図るためのスギ雄花着花状況調査を実施します。また、ヒノキ花粉発生量の推定のための実証調査を実施します。

(3) 森林再生に向けた優良種苗供給の促進 29 (35) 百万円

抵抗性の強いマツ等優良種苗の生産や広葉樹の種苗生産・流通の取組等を実施するとともに、造林木の生育環境への適応性の評価を実施します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

1の事業	林野庁研究指導課 (03-3502-1063)
2の事業	林野庁経営企画課 (03-6744-2322)
3(1)、(2)	林野庁森林利用課 (03-3501-3845)
3(3)の事業	林野庁整備課 (03-3591-5893)

森林整備事業・治山事業（公共）

【181, 293（179, 642）百万円】

対策のポイント

- ・ 施業集約化、路網整備等の取組を推進するほか、森林吸収量の確保に向けた条件不利地等における間伐や低コスト造林を推進します。
- ・ 事前防災・減災の観点から山地防災力の強化等に向けた総合的な治山対策による「緑の国土強靱化」を推進します。

<背景／課題>

- ・ 我が国の森林資源を活かし、安定的な木材の供給体制を構築するとともに、二酸化炭素の森林吸収量の算入上限値3.5%（平成25年から平成32年の平均・平成2年度を基準）を確保し、平成32年度における我が国の新たな温室効果ガス削減目標3.8%（うち約4分の3の2.8%分は森林吸収量・平成17年度を基準）の達成に貢献するため、森林施業の集約化、路網の整備、間伐等を推進する必要があります。
- ・ 集中豪雨・地震等による激甚な山地災害やシカ等の食害による森林被害が各地で増加しており、国民の生命・財産を守るための治山対策や鳥獣被害対策を推進する必要があります。

政策目標

- 森林吸収量の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）
- 周辺森林の山地災害防止機能等が確保された集落の増加

<主な内容>

1. 森林整備事業 119,723（118,498）百万円

- (1) 施業の集約化を図り、間伐やこれと一体となった路網の整備、主伐後の再造林等を推進します（「保育間伐」を新設するとともに、切捨間伐の助成対象を見直し、対象年齢を現行の5年齢から7年齢に引き上げ）。

また、現場の実態に即して必要な施業を推進できるよう、森林経営計画制度の見直しを進めます。

森林環境保全直接支援事業 23,291（23,193）百万円
林業専用道整備対策 11,086（12,521）百万円
国費率：10/10、1/2、3/10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者等

- (2) 所有者の自助努力によっては適正な整備ができない条件不利地等を対象として、公的主体による間伐等の森林整備を支援するとともに、鳥獣被害対策を推進します。

環境林整備事業 2,726（4,500）百万円
水源林造成事業 24,870（23,952）百万円
国費率：10/10、3/10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、（独）森林総合研究所等

[平成26年度予算の概要]

- (3) 地球温暖化防止のため、地域の実態に即して間伐や路網整備等を行えるよう、現場の創意工夫が活かせる柔軟な助成を実施します。

美しい森林づくり基盤整備交付金 645(1,000)百万円
国費率：1/2
事業実施主体：市町村、森林所有者等

2. 治山事業 61,570(61,144)百万円

(1) 山地防災力の強化

荒廃山地の復旧整備や水土保持機能が低下した森林の整備を一体的に実施するとともに、山地災害から避難経路の保全を図り、集落の孤立化を防止するなど、山地防災力の強化に向けた取組を推進します。

また、崩壊危険箇所の把握等の脆弱性評価を行い、効果的な治山計画の作成を図ります。

山地治山総合対策事業、山地治山事業 30,114(30,889)百万円
水源地域等保安林整備事業 8,655(9,290)百万円
治山事業調査費 173(173)百万円の内数
国費率：10/10、1/2等
事業実施主体：国、都道府県

(2) 津波に強い海岸防災林の整備

南海トラフ巨大地震等により発生が想定される津波に対する多重防御の一つとして「粘り強い海岸防災林」の整備を推進します。

防災林造成事業 2,580(2,457)百万円
国費率：10/10、1/2等
事業実施主体：国、都道府県

()内に記載する治山事業の25年度予算額は、東日本大震災復興特別会計への繰入れ分(津波対策144百万円)を含む。

お問い合わせ先：
1の事業 林野庁整備課 (03-6744-2303)
2の事業 林野庁治山課 (03-6744-2308)

平成26年度の林野公共事業（森林整備事業・治山事業）

現状と課題

「攻めの農林水産業」の展開

- 人工林資源が本格的に利用期を迎える
- 林業を成長産業として確立するため、安定的な木材の供給体制の構築が必要

施業の集約化、路網整備による生産基盤の強化が必要

地球温暖化防止

- 森林吸収源対策については、国際的な算入上限値3.5%を確保し、我が国の新たな温室効果ガス削減目標3.8%（うち約4分の3の2.8%は森林吸収量）の達成を目指す
- 間伐等特措法を改正し、起債の特例措置の財政支援等を平成32年度まで延長

年平均52万haの間伐、再造林等による森林吸収量の着実な確保が必要

国土強靱化への対応

- 集中豪雨や地震等による激甚な災害が各地で発生
- 南海トラフ巨大地震や集中豪雨等による大規模災害に備えた国土の強靱化が課題

崩壊地等の復旧整備に加え、事前防災・減災の観点からの治山対策の強化が急務

震災復興対策

- 東日本大震災による未曾有の被害

海岸防災林の復旧・再生、放射能汚染への対応が急務

平成26年度予算の内容

「攻めの農林水産業」を展開するため、我が国の森林資源を活かし、林業の成長産業化に向けた取組を推進。また、森林吸収源対策について、我が国の新たな温室効果ガス削減目標の達成に貢献できるよう取組を強化するとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ「緑の国土強靱化」を推進。

森林整備事業

～林業の成長産業化と森林吸収源対策の推進～

- 間伐等
 - ・ 国産材の安定的な供給体制の構築の基盤とするため、集約化を進め、搬出間伐とこれと一体となった路網整備を推進。
 - ・ 地域の実態に即した適切な施業を実施できるよう森林経営計画制度の見直しを進めるとともに、切捨間伐の補助対象の拡充（「保育間伐」を新設するとともに対象年齢を5年齢から7年齢に引き上げ）、間伐等特措法に基づく施業を推進。
 - ・ 森林吸収量の着実な確保のため、条件不利地や奥地水源林における公的主体による針広混交林化や広葉樹林化に向けた森林整備、再造林の円滑な実施にも資するコンテナ苗の植栽等の造林コスト低減に向けた取組を推進。
 - ・ 森林荒廃の防止が図られ、森林の公益的機能が適切に発揮されるよう鳥獣被害対策を推進。
- 路網整備
 - ・ 地球温暖化防止のため、地域の実態に即して間伐や路網整備等を行えるよう、現場の創意工夫が活かせる柔軟な助成を実施。

治山事業

～山地防災力の強化等のための総合的な治山対策による緑の国土強靱化の推進～

- 荒廃山地の復旧等と荒廃森林の整備の一体的な実施による災害に強い森林づくり
 - ・ 荒廃山地の復旧整備等と併せ、その周辺において荒廃森林の整備を一体的に実施することにより、局地的な集中豪雨が頻発する状況の中で災害に強い森林づくりに向けた取組を推進。
- 大規模災害発生時において人命を守り抜く治山対策
 - ・ 南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時であっても、避難経路を確保するとともに、集落の孤立化を防止するため、治山対策の保全対象を拡大（避難経路の保護を追加）。
- 治山施設の機能強化・長寿命化
 - ・ 既存の治山施設の点検・機能強化等による低コスト化・長寿命化の推進。
- 津波に対する多重防御の一つとしての海岸防災林の整備の推進
 - ・ 東日本大震災の教訓を踏まえ、津波や高潮に対する抵抗力を強化した「粘り強い海岸防災林」の整備を推進。

復旧・復興対策（森林整備・治山）

- ・ 海岸防災林の復旧・再生を推進するとともに、放射性物質の影響により整備が進みがたい人工林等において、公的主体による間伐等を引き続き推進。

成果

林業の成長産業化の実現

国産材の安定供給体制の確立

地球温暖化防止への貢献

災害に強い安全で安心できる地域の創造

震災からの復興再生

苗木安定供給推進事業

【82（81）百万円】

対策のポイント

花粉発生源対策や地球温暖化防止等に資する森林整備、被災した海岸防災林等の森林の再生に必要な優良種苗の安定供給に向けた取組を推進します。

<背景／課題>

- ・花粉発生源対策や地球温暖化防止などの社会的なニーズに適切に対応するためには、花粉の少ない品種や、成長に優れた品種等の苗木を用いた森林整備を推進することが重要であることから、こうした品種の苗木の安定的な供給に向けた取組を進めることが必要です。
- ・東日本大震災等による海岸防災林等の森林被害は甚大であり、今後、その再生を図るためには、現在の苗木生産量では必要量の確保が困難であると予想されるため、優良種苗の安定供給体制を確立することが必要です。

政策目標

- 少花粉スギ等苗木の供給量の増大
(142万本(平成23年度)→おおむね1,000万本(平成29年度))
- 被災した森林の再生の進捗に合わせ必要なマツ等の苗木を供給
(平成32年度末までにおおむね1,300万本)

<主な内容>

1. ミニチュア採種園等の整備

花粉症対策品種や成長に優れた品種の苗木の生産を目的としたミニチュア採種園等の造成・改良を支援します。

2. 苗木生産経営安定化対策

花粉症対策品種等優れた特性を有する品種の苗木の安定供給を図るために行う出荷調整等に対し助成金を交付します。

3. 種苗生産施設の体制整備

被災した海岸防災林等の森林の再生等に必要な苗木に加え、花粉症対策品種や成長に優れた品種等、新品種の苗木の生産拡大に向けた育苗機械や種苗生産施設等の整備を支援します。

補助率：1/2、1/2以内
事業実施主体：都道府県、事業協同組合、農業協同組合、森林組合等

お問い合わせ先：
1の事業 林野庁研究指導課 (03-6744-2312)
2、3の事業 林野庁整備課 (03-3591-5893)